

# 700MHz帯における移動通信システムの 普及のための特定基地局の開設計画の 認定に係る審査結果

総合通信基盤局  
移動通信課

令和5年10月

令和5年総務省告示第294号（700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針。以下「開設指針」という。）に係る特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定申請について、令和5年8月29日（火）から同年9月29日（金）までの間に申請受付を行った結果、楽天モバイル株式会社の1者から申請があった。については、本申請について、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の14第4項及び開設指針第8項第4号の規定により、次のとおり審査を行う。

申請された開設計画が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準について、次のとおり審査を行う。

絶対審査基準 審査結果	
楽天モバイル株式会社	
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。（電波法第27条の14第4項第1号）	
開設指針第2項 開設指針の対象とする特定基地局の範囲	
<p>特定基地局の範囲は、次項に規定する周波数を使用する基地局とする。（開設指針第2項）</p> <p>※基地局とは、基地局（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下「設備規則」という。）第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備をいう。）及び陸上移動中継局（同条に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う設備規則第49条の6に規定する技術基準に係る無線設備をいう。以下同じ。）をいう。（開設指針第1項第14号）</p>	<p>・設備規則第49条の6の9に規定する技術基準による音声伝送及びデータ伝送</p> <p>設備規則第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備を特定基地局に使用することから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
開設指針第3項 周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項	
<p>特定基地局に使用させることとする周波数は、770MHzを超え773MHz以下の周波数とする。（開設指針第3項）</p>	<p>・770MHzを超え、773MHz以下の3MHz幅を希望</p> <p>770MHzを超え、773MHz以下の周波数を希望していることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
開設指針第4項 特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項	
<p>1 特定基地局に使用させることとする周波数の幅の上限は、3MHz幅とする。（開設指針第4項第1号）</p>	<p>・770MHzを超え、773MHz以下の3MHz幅を希望</p> <p>3MHz幅の周波数を希望していることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>2 認定開設者は、既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者（以下「既存事業者等」という。）以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供、電気通信設備（電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進しなければならない。（開設指針第4項第2号）</p>	<p>・作成済みの接続約款及び卸電気通信役務契約約款をもとに、「接続」方式及び「卸電気通信役務」方式でのMVNOの利用を促進</p> <p>・MVNOからの個別の要望については、都度協議に応じ、サービスの多様化を促すべく必要な機能を提供</p> <p>・他のMN0からの要望があった場合には、真摯に協議に応じて検討</p> <p>他の事業者に対して、特定基地局の利用を促進するための計画が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>

開設指針第5項 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項																																								
<p>認定開設者は、認定日から起算して10年を経過した日までに、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率（特定の区域における四次メッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間において、指定を受けた周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該特定の区域における四次メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。以下同じ。）が全て100分の80以上になるように特定基地局を開設しなければならない。（開設指針第5項）</p>	<p>・認定日から起算して10年を経過した日の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>総合通信局</th> <th>基地局開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>369</td><td>83.0%</td></tr> <tr><td>東北</td><td>948</td><td>82.0%</td></tr> <tr><td>関東</td><td>4,093</td><td>82.3%</td></tr> <tr><td>信越</td><td>319</td><td>81.9%</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>148</td><td>84.6%</td></tr> <tr><td>東海</td><td>1,182</td><td>85.9%</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>1,733</td><td>85.1%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>688</td><td>81.5%</td></tr> <tr><td>四国</td><td>351</td><td>83.3%</td></tr> <tr><td>九州</td><td>740</td><td>81.6%</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>90</td><td>85.8%</td></tr> <tr><td>全国</td><td>10,661</td><td>83.2%</td></tr> </tbody> </table> <p>認定日から起算して10年を経過した日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て80%以上になるように特定基地局を開設することとしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>	総合通信局	基地局開設数	人口カバー率	北海道	369	83.0%	東北	948	82.0%	関東	4,093	82.3%	信越	319	81.9%	北陸	148	84.6%	東海	1,182	85.9%	近畿	1,733	85.1%	中国	688	81.5%	四国	351	83.3%	九州	740	81.6%	沖縄	90	85.8%	全国	10,661	83.2%
総合通信局	基地局開設数	人口カバー率																																						
北海道	369	83.0%																																						
東北	948	82.0%																																						
関東	4,093	82.3%																																						
信越	319	81.9%																																						
北陸	148	84.6%																																						
東海	1,182	85.9%																																						
近畿	1,733	85.1%																																						
中国	688	81.5%																																						
四国	351	83.3%																																						
九州	740	81.6%																																						
沖縄	90	85.8%																																						
全国	10,661	83.2%																																						
開設指針第6項 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項																																								
<p>認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（1の陸上移動局への送信において2以上の空中線を使用するものに限る。）、256値直交振幅変調その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。（開設指針第6項）</p>	<p>・空間分割多重方式（2×2MIMO）、多値変調方式（256QAM）をサービス開始当初から導入</p> <p>特定基地局の無線設備に対して、空間分割多重方式（1の陸上移動局への送信において2以上の空中線を使用するものに限る。）、256値直交振幅変調その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いることとしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>																																							
開設指針第7項 特定基地局開設料に関する事項																																								
<p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第27条の14第8項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなければならない。（開設指針第7項第3号）</p>	<p>・特定基地局開設料として、1年当たり9億円を納付することを明記 ※上記のほか、詳細については、絶対審査基準（開設指針 別表第二の7）の項目に併せて記載</p> <p>開設計画に記載された特定基地局開設料を納付することとしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>																																							
開設指針 別表第二 開設計画の認定の要件																																								
<p>1 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の1）</p>	<p>・作成済みの接続約款及び卸電気通信役務契約約款をもとに、「接続」方式及び「卸電気通信役務」方式でのMVNOの利用を促進</p> <p>・MVNOからの個別の要望については、都度協議に応じ、サービスの多様化を促すべく必要な機能を提供</p> <p>・他のMNOからの要望があった場合には、真摯に協議に応じて検討</p> <p>指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対して、特定基地局の利用を促進するための計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>																																							
<p>2 本開設指針に係る開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対</p>	<p><b>1 設置場所の確保</b></p> <p>・開設予定の特定基地局（10,661局）について、既設基地局に併設する予定（設置場所確保済み）</p> <p>・人口密集地においては、ビル屋上を中心に、それ以外の地域において</p>																																							

<p>する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。)、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。 (開設指針 別表第二の2)</p>	<p>は、コンクリート柱と鉄塔を中心に置局 ・置局に当たっては、地域住民への対面説明や資料配布、必要に応じて説明会の開催などの対応を実施</p> <p><b>2 無線設備の調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意</li> <li>・無線設備は既にLTE/5Gで実績のある調達先等から調達</li> </ul> <p><b>3 工事業者等との協力体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局整備において実績を有する複数の工事会社と工事請負基本契約を締結</li> <li>・基地局工事に伴う騒音等の影響や、基地局設置に伴う景観面に配慮</li> </ul> <p>設置場所の確保、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>																																							
<p>3 認定日から起算して10年を経過した日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て100分の80以上になるように特定基地局を開設する計画を有していること。 (開設指針 別表第二の3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定日から起算して10年を経過した日の総合通信局ごとの人口カバー率は次のとおり</li> </ul> <table border="1" data-bbox="751 898 1190 1294"> <thead> <tr> <th>総合通信局</th> <th>基地局開設数</th> <th>人口カバー率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>369</td><td>83.0%</td></tr> <tr><td>東北</td><td>948</td><td>82.0%</td></tr> <tr><td>関東</td><td>4,093</td><td>82.3%</td></tr> <tr><td>信越</td><td>319</td><td>81.9%</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>148</td><td>84.6%</td></tr> <tr><td>東海</td><td>1,182</td><td>85.9%</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>1,733</td><td>85.1%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>688</td><td>81.5%</td></tr> <tr><td>四国</td><td>351</td><td>83.3%</td></tr> <tr><td>九州</td><td>740</td><td>81.6%</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>90</td><td>85.8%</td></tr> <tr><td>全国</td><td>10,661</td><td>83.2%</td></tr> </tbody> </table> <p>認定日から起算して10年を経過した日までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て80%以上になるように特定基地局を開設することとしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>	総合通信局	基地局開設数	人口カバー率	北海道	369	83.0%	東北	948	82.0%	関東	4,093	82.3%	信越	319	81.9%	北陸	148	84.6%	東海	1,182	85.9%	近畿	1,733	85.1%	中国	688	81.5%	四国	351	83.3%	九州	740	81.6%	沖縄	90	85.8%	全国	10,661	83.2%
総合通信局	基地局開設数	人口カバー率																																						
北海道	369	83.0%																																						
東北	948	82.0%																																						
関東	4,093	82.3%																																						
信越	319	81.9%																																						
北陸	148	84.6%																																						
東海	1,182	85.9%																																						
近畿	1,733	85.1%																																						
中国	688	81.5%																																						
四国	351	83.3%																																						
九州	740	81.6%																																						
沖縄	90	85.8%																																						
全国	10,661	83.2%																																						
<p>4 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の4)</p>	<p><b>1 技術検討・実験・標準化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各無線機ベンダーの開発している700MHz帯の無線設備について、法令等の要件を満たしているか検証するとともに、サービス開始に先立ち商用試験を実施</li> <li>・3GPP等の標準化団体における移動通信システムに係る標準化活動の実績を有し、引き続き活動を実施</li> </ul> <p><b>2 電気通信設備の調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意</li> <li>・既存の4G/5Gネットワークの伝送、交換設備を活用するほか、必要に応じて増強</li> <li>・伝送装置は自社又は他MNOで実績のあるベンダーからの調達を計画</li> <li>・エントランス回線は、既存基地局のエントランス回線を使用</li> <li>・交換設備は、地域冗長が可能な構成とし、既存の設備を活用するほか</li> </ul>																																							

	<p>トラヒック増加等に応じて設備の増設を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末設備は700MHz帯に対応した端末設備を調達する予定</li> </ul> <p><b>3 電気通信設備の運用・保守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行サービスの運用保守に従事する技術要員（自社及び業務委託）により対応し、今後も技術要員数を維持（オペレーションセンター等要員：167名、保守要員1,358名）</li> <li>・ 24時間体制での運用・監視を実施</li> </ul> <p>技術的な検討、実験、標準化等の実績及び計画を有しており、かつ、電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画を有し、その根拠として具体的な方法等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>5 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の5）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線従事者3,840人、電気通信主任技術者18人を確保</li> <li>・ 中途採用者及び社員の育成により資格保有者を継続的に増加させる取組を実施</li> </ul> <p>無線従事者及び電気通信主任技術者の配置に関する計画を有し、その根拠として資格保有者確保の方法が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>6 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の6）</p>	<p><b>1 安全・信頼性を確保するための体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定基地局を運用するために必要な電気通信設備を設置するセントラルデータセンターの選定において、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年2月14日告示第73号）に留意</li> <li>・ データセンターやオペレーションセンターの地理的分散運用</li> <li>・ 事故や障害時の対応体制の整備</li> <li>・ 障害発生を最小限にするため設備構成等により予防措置を実施</li> </ul> <p><b>2 災害・事故発生時の対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に決定した対応手順に従った対応の実施</li> <li>・ 災害や重大事故時の対策本部の設置や利用者への情報提供の実施</li> <li>・ 地震・津波等の災害に対して重要拠点の耐震性確保や電源系統の冗長化を実施</li> <li>・ アクセス網、都道府県内網及び都道府県間網にそれぞれリング構成または異経路冗長構成を採用</li> <li>・ 車載型基地局（87台）、可搬型基地局（176台）、移動電源車（28台）及び可搬型発電機（399台）を各地域に配備</li> </ul> <p><b>3 電気通信設備におけるサイバーセキュリティの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サイバーセキュリティが確保された電気通信設備の調達</li> <li>・ セキュリティオペレーションセンターを設置し、インシデントに対応</li> <li>・ ペネトレーションテスト等を継続的に実施</li> </ul> <p><b>4 多様化、複雑化する事故への対応</b></p> <p>（人為ミス防止対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用管理等の業務フローにおける人為ミス防止のための取組</li> <li>・ 教育訓練や事故訓練、積極的なシステム化の実施</li> </ul> <p>（設備容量確保対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的なトラヒック需要予測及び設備投資プランの見直しを実施</li> <li>・ 技術動向、マーケット動向、自社トラヒックの推移等を踏まえ、中長期的な需要予測を実施し、設備展開計画を策定</li> </ul> <p>（ソフトウェアバグ防止対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発、検証、導入・展開、運用・保守の各段階において、設備ベンダーとの協調、協力を実施</li> </ul> <p>（電気通信設備以外の情報セキュリティ対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティポリシーの策定と定期的な見直し</li> </ul>

	<p>・内部及び独立第三者による情報セキュリティ監査の実施</p> <p>安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有し、その根拠として当該対策を既に実施するなどの実績がある又は具体的な対策方法が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>7 特定基地局開設料の1年当たりの金額が第7項第2号に規定する金額以上であること及び申請者が当該金額に係る資金確保の計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の7)</p>	<p><b>1 特定基地局開設料の額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定基地局開設料として納付する1年当たりの金額：9億円/年</li> <li>・第7項第2号に規定する金額：8億円/年</li> </ul> <p><b>2 資金の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親会社からの出資金及び借入金、申請者における債権流動化並びに銀行からの借入金により調達（預金残高証明書、関心表明書等により確認）</li> </ul> <p>特定基地局開設料の1年当たりの金額が第7項第2号に規定する金額以上であり、特定基地局開設料に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠としてキャッシュ・フロー計算書等及び資金確保を証する書類が添付されていることに加え、監査法人においてそれらの検査を実施したところ、財務的基礎について特段の問題は識別されなかったことから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>8 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して10年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の8)</p>	<p><b>1 設備投資額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定基地局の基地局設備への投資額：423億円</li> <li>・ブースター障害等の防止にかかる費用：122億円</li> </ul> <p style="text-align: center;"><small>※令和5年度～令和15年度年度までの累計額</small></p> <p><b>2 資金の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親会社からの出資金及び借入金、申請者における債権流動化並びに銀行からの借入金により調達（預金残高証明書、関心表明書等により確認）</li> </ul> <p><b>3 損益</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度に単年度での黒字化</li> </ul> <p>特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠としてキャッシュ・フロー計算書等及び資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益は令和8年度以降において単年度での営業利益を生じる計画を有し、その根拠として電気通信事業に係る損益計算書等が添付されていることに加え、監査法人においてそれらの検査を実施したところ、財務的基礎について特段の問題は識別されなかったことから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>9 法令遵守のための対策、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号）に適合した個人情報保護のための対策並びに電気通信業務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信業務の提供区域その他の電気通信業務の内容を利用者に明確に伝えることその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のた</p>	<p><b>1 法令遵守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループの行動指針、社内規程等が策定され、社内体制も整備</li> <li>・役職員及び業務委託社員への法令遵守に関する教育、研修等を実施</li> <li>・社内からの内部通報窓口業務を設置</li> <li>・CCO（Chief Compliance Officer）の設置</li> </ul> <p><b>2 個人情報保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき社内規程等を策定</li> <li>・監査体制の整備、個人情報の取り扱いの監督を行う個人情報保護管理者を設置</li> <li>・役職員に対して情報セキュリティに関する規程を遵守させるため、情報セキュリティ担当部門を設置</li> <li>・役職員及び業務委託社員への個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・研修や業務委託先の調査等を実施</li> </ul>

<p>めの対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の9)</p>	<p><b>3 利用者利益の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応</li> <li>電話対応者及び販売店従業員の教育・研修を実施</li> <li>利用者への影響が大きいと想定される広告表示について、利用者に誤解を与えるような表現を用いないよう努めるとともに、社内審査委員会の承認を事前に得るプロセスを構築</li> </ul> <p>法令遵守並びに個人情報及び利用者利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画を有し、その根拠として社内規程等の添付があることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>10 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>干渉調整の窓口(総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口)を通じて調整を実施</li> <li>サイトエンジニアリング(基地局設置場所、空中線指向方向の調整等)、フィルタ追加等を実施</li> <li>情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会の「新世代モバイル通信システム委員会報告」(令和5年(2023年)6月)第2章「700MHz帯を使用する狭帯域LTE-Advancedシステムに係る共用検討」結果及び情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会の「新世代モバイル通信システム委員会報告」(令和5年(2023年)6月)の第4章「LTE-Advanced (FDD)の技術的条件」を前提に、無線設備を調達</li> <li>3GPPのバンドプラン、技術仕様に準拠した無線設備を調達</li> <li>基地局を開設する際に事業者間協議を実施</li> </ul> <p>既設無線局等への混信防止等を行う計画を有しており、また、混信防止対策等に応じる窓口の設置を行う計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>11 地上デジタル放送の受信設備に対する混信その他の妨害を防止し、又は解消するため、当該防止又は解消に係る対応を行う窓口の設置、地上デジタル放送の受信設備へのフィルタの追加又はブースターの交換の実施並びに地上デジタル放送を行う基幹放送事業者との連絡及び調整に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人700MHz利用推進協会に加入したうえで、フィルタ取り付けやブースター交換等の地上テレビ放送の受信障害対策を実施</li> </ul> <p>地上デジタル放送の受信設備に対する混信防止等を行う計画を有しており、当該防止等に係る対応を行う窓口の設置、フィルタの追加又はブースターの交換、連絡調整を行う計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>12 地上デジタル放送の受信設備に対し混信その他の妨害を与えるおそれがある地域において、特定基地局の通信の相手方である陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うもの(設備規則第14条の表10の項に規定する無線局をいう。15において同じ。))を除く。)の送信電力制御を適切に行う計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能に準拠することで狭帯域LTE-Advanced 陸上移動局の送信電力制御を適切に実施</li> <li>将来的に52CHのTV信号を受信する弱電界エリアが増えた場合も同様の対策を実施</li> </ul> <p>送信電力制御を適切に行う計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>

<p>13 地上デジタル放送の受信設備並びに特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（710MHzを超え714MHz以下の周波数の電波を使用するものであって、文化施設等において使用されるものに限る。14及び15において同じ。）に対し混信その他の妨害を与えるおそれがある地域において、715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備の送信電力を下げるための措置として、特定基地局（陸上移動中継局を除く。）を稠密に開設する計画及びその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の13）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上移動局の送信電力が大きくなりすぎないようにフェムトセル基地局を含む基地局を稠密に開設するエリア設計を実施</li> <li>・上記対策が困難又は不十分な地域では、1.7GHz帯を使用するフェムトセル基地局、小電力レピータを優先的に接続するよう設定し、700MHz帯の送信を防ぐよう対策</li> </ul>
	<p>特定基地局を稠密に開設する計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>14 715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局のうち屋外に設置するものにあつては、地上デジタル放送の受信設備並びに特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に対し混信その他の妨害を与えないために必要な離隔距離を確保するとともに、帯域内干渉の影響を低減する送信フィルタを挿入する計画及びその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の14）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上移動中継局の屋外利用の際には送信フィルタを挿入した上で、TV 受信系と最低60m以上、特定ラジオマイクと最低46m以上の離隔距離を確保</li> </ul>
	<p>必要な離隔距離を確保するとともに、送信フィルタを挿入することとしていることから、計画は適当と認められる。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>15 715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）のうち、特定基地局と通信を行う空中線を屋内に設置するものにあつては、特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局と同一の屋内での運用を行わないための計画並びにその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の15）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小電力レピータ/陸上移動中継局の設置にあたり、特定ラジオマイクと同一屋内での使用を避ける等の対策を実施</li> <li>・将来的に特定ラジオマイクのTVホワイトスペースチャンネルリストの施設が増えた場合も同様の対策を実施</li> </ul>
	<p>特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局と同一の屋内での運用を行わないための計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>16 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（710MHzを超え714MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の免許人及び関係者に対し、特定基地局の設置場所等の情報の事前提供、当該免許人及び関係者からの問合せ窓口の設置その他当該特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局への混信その他の妨害を防止し、又は解消するための計画並びにその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の16）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定ラジオマイクの免許人等の関係者に対する基地局の開設情報の事前提供、特定ラジオマイクへの混信が生じた際のために問い合わせ窓口の設置等を実施</li> </ul>
	<p>特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクへの混信防止等を行う計画を有しており、また、混信防止対策等に応じる窓口の設置を行う計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>17 申請者が提供しようとする電</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月間通信量毎に料金の変わるプランを「ワンプラン」で提供</li> </ul>

<p>気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。 (開設指針 別表第二の17)</p>	<p>・各種料金等について合理性のない料金設定をしないことを明記</p>
	<p>利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画を有し、その根拠として具体的な料金設定等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
<p><b>評価：適</b></p>	

<p>18 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>1 本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。</p> <p>2 本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。</p> <p>3 申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行う法人又は団体に所属していないこと。</p> <p>4 次に掲げる者(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。</p> <p>(一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等(申請者を除く。)</p> <p>(二) 法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者</p> <p>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第1位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等</p> <p>(2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の九3から5までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等</p> <p>(三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者</p> <p>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第1位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)</p> <p>(2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)</p> <p>(四) 申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体</p> <p>(五) 申請者の役員若しくは職員の数が、申請者の役員若しくは職員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体</p> <p>(六) 法人又は団体の役員若しくは職員の数が、法人又は団体の役員若しくは職員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体</p> <p>5 第8項第9号を遵守していること。(開設指針 別表第二の18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者は、開設指針別表第2の18に掲げる要件を充足</li> <li>※開設指針別表第2の18の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり</li> <li>・ 申請者は、開設指針第8項第9号を遵守する旨を明記</li> </ul>
	<p>申請者に関する条件を満たしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>電波法第27条の14第4項2～5号</p>	

<p>・開設計画が確実に実施される見込みがあること。(電波法第27条の14第4項第2号)</p>	<p>・本開設計画の実施において必要な社内体制を整備</p> <p>以上のとおり、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について当該計画の実績、根拠等が示されているほか、開設計画を実施するための認定期間中の人員配置計画が示されており、開設計画が確実に実施される見込みがあることから、申請者の計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実に認められること。(電波法第27条の14第4項第3号)</p>	<p>開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について770MHzを超え、773MHz以下の周波数を希望していることに加え、既存無線局への混信防止対策等が明示され周波数の割当てが可能であることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・その開設計画に係る特定基地局を開設計画しようとする者が第5条第3項各号(移動受信地上基幹放送をする特定基地局を開設計画しようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号)のいずれにも該当しないこと。 (電波法第27条の14第4項第4号) 【電波法第5条3項】</p> <p>一 この法律又は放送法(昭和25年法律第132号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>二 第75条第1項又は第76条第4項(第4号を除く。)若しくは第5項(第5号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>三 第27条の15第1項(第1号を除く。)又は第2項(第4号及び第5号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>四 第76条第6項(第3号を除く。)の規定により第27条の18第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p>	<p>第5条第3項各号のいずれにも該当しない。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・開設計画に係る特定基地局を開設計画しようとする者が電気通信事業法第9条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。(電波法第27条の14第4項第5号)</p>	<p>登録の年月日：平成30年(2018年)5月31日 登録番号：第377号</p> <p>電気通信事業法第9条の登録を受けていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>

以上の審査において、申請内容が絶対審査基準の各項目に適合していることから、絶対審査基準を満たしている。

上記の審査結果より、電波法第27条の14第6項の規定により、楽天モバイル株式会社に対して、770MHzを超え、773MHz以下の周波数を指定して、開設計画を認定するものとする。

また、開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

<認定の条件>

- 1 周波数の特性を活かした広範かつつながりやすい移動通信システムの整備に取り組むとともに、より早期のサービス開始に努めること。
- 2 認定を受けた移動通信事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図るという原則に従い、基地局の着実な開設に努めること。
- 3 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築に努めること。
- 4 電気通信事業の確実な運営のため、必要な社内体制の整備に努めること。特に、特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、無線従事者など必要な技術要員や基地局の開設に必要な人員の確保、配置に努めること。
- 5 豪雨や地震等での被害による通信障害に鑑み、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。
- 6 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。
- 7 毎年度の四半期ごとに、財務的基礎に関する事項について、認定された計画の進捗（進捗の見通しを含む。）を示す書類を総務大臣に提出すること。
- 8 競争やマクロ経済の変動に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資、混信防止対策及び安定的なサービス提供のために必要となる資金の確保その他財務の健全性の確保に努めること。
- 9 電気通信事業の利用者の利益を保護するため、法令等に従うとともに、一層の体制強化に努めること。
- 10 周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。特に、当該者を通じた特定基地局の利用の促進に資するサービスを行った上で、当該サービス提供に必要な、当該者の求めに応じた接続機能の開放、接続料及び卸電気通信役務に関する料金の適正化並びにGPRS トンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。
- 11 携帯電話の利用ニーズに対応した低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行うよう努めること。
- 12 既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を確実に講ずること。